

福島県農林水産業振興計画 整理案 [第3稿] に対する意見および対応案について

資料3

(森林林業関係抜粋)

No.	市町村・団体	頁	行	意見の内容	理由	県の考え方 (対応案)
3	関係団体B	7	20	令和4年には →令和4年以降は に修正	R4、R5ともに震災前（H22）の水準に回復しているため。 併せてP13の7行目と同じ表現となり統一される。	御意見のとおり修正します。
4	関係団体B	88	10	森林の持つ公益的機能はCO2吸収に大きく貢献し、県内においてJ-クレジットに取り組む団体等が増えていることから、「J-クレジット」に関する文言を追記してはいかがか。	県においては既にJ-クレジットに対する支援策があるので。	当計画(P88)において、「森林による温室効果ガスの吸収機能を鑑み、森林整備及び再造林を推進する」と記載しており、J-クレジットの支援についてもこれに含まれるものと考えことから、原案のままとします。 なお、各種クレジット制度の推進については「福島県地球温暖化対策推進計画」において位置付けています。 【福島県地球温暖化対策推進計画 P42】 「～森林吸収量増大活動により発行される各種クレジットについて、地域企業やNPO等と協力しながらその活用の幅を広げていくとともに、カーボン・オフセットを活用した中小企業や中山間地域の活性化の推進に努めます。」
5	関係団体C	全般	-	経済林と環境林とに区分した各々の振興方針、施策内容を示してはいかがですか。	予定調和論が破綻して以降、それに準じて森林計画制度も少しずつ変わってきていると思いますが、実際の計画や施策の展開に十分に活かされていないと感じます。 経済林と環境林との図上での区分を県が示せるものではないと思いますが、各々に区分して考え、各々での施策方向を示すことで、「もうかる林業」を目差す経営者の方々、森林環境に興味を持つ多くの県民の方々、それぞれに分かりやすく、経営者にとって具体的な経営方針をたてやすくなると考えます。	民有林の森林整備や経営管理の方針等については、地域森林計画及び市町村森林整備計画において位置付けており、地域の実情に応じた森林施業の標準的な方法や期待される森林の機能に応じた区域の設定（ゾーニング）等を示していることから、原案のままとします。なお、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
6	関係団体C	86	-	皆伐の林業労働生産性（㎡/人・日）を指標としてはいかがですか。	原発事故後、森林再生（間伐推進）に集中的に取り組んできた中で、「もうかる林業」を目指すためには、他県に遅れをとっていると思われる皆伐の生産性を向上させることが重要と考えます。	福島県は地形や気象等の作業条件や森林資源の状況が地域ごとに異なることから、林業労働生産性の県統一の指標設定は難しいため、原案のままとします。 なお、皆伐の生産性を向上させることは重要であるため、引き続き、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等の促進に取り組んでまいります。